

介護保険制度の改正に伴い、**令和8年8月1日から【所得区分】と【負担限度額】**が、以下の表のとおり変更となります。

【所得区分】

	現行の認定要件	令和8年8月1日以降の認定要件
第1段階	本人が生活保護受給者または 本人が市町村税世帯非課税者かつ 老齢福祉年金受給者	現行のまま
第2段階	市町村税世帯非課税者かつ 合計所得金額の合計額が年額 80 万 9000 円以下	市町村税世帯非課税者かつ 合計所得金額の合計額が 年額 82 万 6,500 円 以下
第3段階①	市町村税世帯非課税者かつ 合計所得金額の合計額が年額 80 万 9,000 円を 超え、合計所得金額の合計額が 120 万円以下	市町村税世帯非課税者かつ 合計所得金額の合計額が 年額 82 万 6,500 円 を超え 合計所得金額の合計額が 120 万円以下
第3段階②	市町村税世帯非課税者かつ 合計所得金額の合計額が年額 120 万円以上	現行のまま

【負担限度額】

所得区分	食費・居住費		現行の 負担限度額	令和8年8月1日以降の 負担限度額
第1段階	食費 ※()の金額はショートステイ利用		300 円 (300 円)	現行のまま
	居住費	従来型個室・特養等	380 円	
		従来型個室・老健・医療院等	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
		ユニット型個室的多床室	550 円	
	多床室	0 円		
第2段階	食費 ※()の金額はショートステイ利用		390 円 (600 円)	
	居住費	従来型個室・特養等	480 円	
		従来型個室・老健・医療院等	550 円	
		ユニット型個室	880 円	
		ユニット型個室的多床室	550 円	
	多床室	430 円		
第3段階 ①	食費 ※()の金額はショートステイ利用		650 円 (1,000 円)	680 円 (1,030 円)
	居住費	従来型個室・特養等	880 円	現行のまま
		従来型個室・老健・医療院等		
		ユニット型個室	1,370 円	
		ユニット型個室的多床室		
	多床室	430 円		
第3段階 ②	食費 ※()の金額はショートステイ利用		1,360 円 (1,300 円)	1,420 円 (1,360 円)
	居住費	従来型個室・特養等	880 円	980 円
		従来型個室・老健・医療院等		
		ユニット型個室	1,370 円	1,470 円
		ユニット型個室的多床室		
	多床室 ※【】の金額は室料を徴収しない場合	430 円	530 円【430 円】	